

財団法人 新潟県中越沖地震復興基金

財団概要

当財団は、平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震からの早期復興のための各種取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を安定的かつ機動的に進めることにより、わずか 3 年の間に 2 度の被災で疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的として設立しました。

設立について

平成 19 年 10 月 17 日、新潟県中越沖地震の被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的・機動的に進め、被災地を魅力ある地域に再生することを目指して、財団法人新潟県中越沖地震復興基金を設立しました。

○財団の概要

名称：財団法人新潟県中越沖地震復興基金

所在地：新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1（新潟県庁 14 階震災復興支援課内）

基本財産：30 億円

運用財産：1,200 億円（新潟県中越沖地震復興基金）

400 億円（新潟県中越沖地震被災中小企業復興支援基金）

※上記 2 つの基金を財団が運用し、運用益によって補助金などの事業を実施します。

被災者生活支援対策事業

生活資金を必要としている方の事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
生活福祉資金貸付金利子補給	新潟県社会福祉協議会の生活福祉資金を借り入れた場合に、利子補給を行います。	個人	(福)市町村 社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金貸付金利子補給	新潟県の母子寡婦福祉資金貸付金を借り入れた場合に、利子補給を行います。	個人	新潟県の地域 機関

▶生活福祉資金貸付金利子補給

事業目的

新潟県中越沖地震で被災した低所得者等の復旧資金借入れに対し、利子補給を行い、被災者の負担軽減を図る。

事業内容

1.利子補給対象者

以下の要件を全て満たす者

- (1) 新潟県中越沖地震によって被災した者
- (2) 生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び福祉資金（福祉費（住宅））に限る）を借り受けた者

2.利子補給対象経費

生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び福祉資金（福祉費（住宅））に限る）の借受者が実際に支払った利子（年3%）（延滞利子を除く）

①貸付受付期間平成22年7月31日まで

3.補助率 等利子補給相当額の 10/10

4.利子補給期間

据置期間経過後5年間

※財団存続期間（当初5年間・平成24年9月まで）を超える期間の利子補給の取扱いについては、財団存続期間見直し時（平成23年度を想定）に別途検討します。

【参考】生活福祉資金（災害援護資金及び福祉資金（福祉費（住宅））の概要

	災害援護資金	福祉資金（福祉費（住宅））
対象世帯	低所得世帯（生活保護費基準額の1.7倍）	低所得・障害者・高齢者世帯
貸付限度額	150万円	250万円
据置期間	2年以内	2年以内

	3年以内（特例措置 H20.7.31 まで）	3年以内（特例措置 H20.7.31 まで）
償還期限	据置期間経過後 7年以内	据置期間経過後 7年以内
貸付利率	年 3%	年 3%

▶母子寡婦福祉資金貸付金利子補給

事業目的

地震により被災した母子家庭の母又は寡婦が、住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ円滑に移転するため、県の母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金に限る。）を借り受けた場合に、借受者の負担軽減を図るため利子補給を行うもの。

事業内容

1.利子補給対象者

以下の要件を全て満たす者

- (1) 新潟県中越沖地震によって被災した者
- (2) 母子家庭の母、寡婦又は 40 歳以上の配偶者のない女子
- (3) 住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ移転するため、母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金に限る。）を借り受けた者

2.利子補給対象経費

- ◎住宅資金又は転宅資金の借受者が実際に支払った利子
- ◎年利 3%、違約金を除く
- ◎利子補給の対象となる貸付申請期間平成 22 年 7 月 31 日まで

3.補助率 利子相当額の 10/10

4.利子補給対象期間

- (1) 住宅資金 据置期間経過後 5 年
- (2) 転宅資金 据置期間経過後 3 年

※財団存続期間（当初 5 年間）を超える期間の利子補給の取扱いについては、財団存続期間見直し時（平成 23 年度を想定）に別途検討します。

【参考】住宅資金及び転宅資金の概要

	住 宅 資 金	転 宅 資 金
貸付限度額	200 万円（災害時特別）	26 万円
据置期間	6 ヶ月（災害後 1 年以内に貸し付けた場合は最大 2 年）	6 ヶ月
償還期間	7 年以内	3 年以内
貸付利率	年 3%	年 3%

被災者に対して、各種サービスの提供、心と身体の健康相談を行う団体を支援する事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
生活支援相談員設置	被災者の各種福祉・生活関連サービスの利用援助、相談及び情報提供等の業務を行う生活支援相談員の設置経費について県社会福祉協議会に補助します。	(福)新潟県社会福祉協議会	基金事務局
健康サポート事業	仮設住宅入居者等の被災者を対象とする健康状態の把握や保健指導などの事業に対して補助を行います。	(社)新潟県看護協会など	基金事務局
こころのケア事業	被災者の心の健康の保持増進を図るための相談会、巡回訪問などの事業に対して補助を行います。	新潟県精神保健福祉協会	基金事務局

▶生活支援相談員設置

事業目的

被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供することを目的とする。

事業内容

1.事業主体

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

(1) 補助対象経費 下記事業実施に要する人件費等の経費

(2) 補助対象事業

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会が、同会及び市町村社会福祉協議会に被災者の生活復興を専任とする「生活支援相談員」を設置する場合、その費用相当額を新潟県社会福祉協議会に補助する。

※生活支援相談員配置数（H19.9月末現在）

新潟県社会福祉協議会… 1名（統括生活支援相談員）

市町村社会福祉協議会… 21名（生活支援相談員）

【事業の例示】

①統括生活支援相談員

- ア 生活支援相談員への指導、連絡、調整業務
- イ 被災地における生活支援相談員の活動支援、情報収集業務
- ウ 各種イベントの企画・指導業務
- エ 県災害救援ボランティア本部の活動業務
- オ その他、本事業の総括的業務

②生活支援相談員

- ア 被災者への各種福祉・生活関連サービスの利用援助
- イ 集会所（サポートセンター）を活用した仮設住宅の住民支援（引きこもり防止、声かけ、介護予防、医療や福祉の相談室開催等）
- ウ 被災者への各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいいききサロン、子育てサロン等）の開発・実施
- エ 被災者への福祉的見守り・支援ネットワークづくり
- オ 被災地域の福祉コミュニティづくり
- カ 被災者の自宅及び仮設住宅等に出向いての相談、情報提供等業務キ被災者への各種イベントの企画・実施業務
- ク 災害ボランティアセンターの活動業務
- ケ その他、統括生活支援相談員への報告、情報収集業務

3.補助率

補助対象経費の 10/10

但し、補助対象経費について他の団体から補助金を受ける場合は、それらを控除した額

4.補助限度額等

補助の限度額は上記の生活支援相談員配置数に係る額とする。

▶健康サポート事業

事業目的

仮設住宅入居者等の被災者を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図ることを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により被災した災害救助法適用市町村の住民

2.補助対象経費（補助対象事業を含む）。

(1) 健康診査

自己負担分を除く健診費用

(2) 看護職による健康相談・訪問指導

健康相談や訪問指導に要する経費

(3) 栄養士等による食生活支援

◎栄養、食生活相談に要する経費

◎仮設住宅における運動、調理実習に要する経費

◎栄養、食生活等に関する情報提供に要する経費

(4) 歯科医師等による口腔ケア指導

◎介護施設職員等に対する口腔ケア研修に要する経費

◎仮設住宅の集会場等における歯科検診、口腔ケアに要する経費

◎訪問口腔ケアに要する経費

(5) エコノミークラス症候群予防検診

エコノミークラス症候群予防検診に要する経費

3.補助率

上記2の(1)については、実支出額と@ × 実施件数のいずれか少6,740 ない額。

上記2の(2)～(5)については、事業の実施に必要な経費

4.補助限度額 限度額なし

5.補助期間

①(1)～(4)：平成19年12月から仮設住宅が廃止するまでの間

②(5)：平成20年4月から平成24年9月まで

▶こころのケア事業

事業目的

新潟県中越沖地震において、多様な心理的外傷を負った被災者のこころの健康の保持増進を図る。

事業内容

1.補助対象者

新潟県精神保健福祉協会

2.補助対象事業

新潟県精神保健福祉協会がこころのケアセンターを設置運営する事業。

(1) 関係職員の教育研修

(2) 普及啓発

①パンフレット、ポスター等の作成配布

②講演会・座談会の開催

- (3) こころのケアに関する調査研究、情報収集
- (4) こころのケア相談会の開催
- (5) 電話相談の実施
- (6) 巡回訪問指導の実施
 - ①地元関係機関との連携による、巡回訪問指導の実施
 - ②要フォロー者等への巡回訪問の実施
- (7) 関係機関との定例的連絡会議の開催

3.補助対象経費

「こころのケアセンター設置運営」に要する次の経費

- (1) 人件費
 - こころのケアセンター職員の給与、職員手当、共済費、福利厚生費、賃金、児童手当拠出金
- (2) 事務費
 - こころのケアセンターの運営に必要な旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費
- (3) 事業費
 - こころのケアセンターの活動に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

4.補助率 補助対象経費の 10/10

5.補助限度額 なし

仮設住宅または被災地域における生活環境の整備・改善のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
応急仮設住宅維持管理等	応急仮設住宅管理推進協議会が実施する共同利用施設の維持管理等の業務に対し補助します。	応急仮設住宅管理推進協議会	市町村
地域水道施設等復旧	国・県の補助対象とならない小規模な水道施設等の災害復旧事業に要する経費を補助します。	水道施設等を管理する組合など	市町村
仮設住宅等生活交通確保	バス事業者などが実施する仮設住宅への生活交通確保対策に対して補助を行います。	バス事業者、民間非営利団体等	市町村
被災児童生徒の学区外通学支援	中越沖地震被災による居住地の移転等に伴い学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の通学に要する経費を補助します。	保護者または保護者で組織する団	市町村

		体	
住宅再建円滑化事業	住宅に大きな被害を受けた方の家財を一時保管する運送業者及び倉庫業者等に経費を補助します。	倉庫業者等	新潟県
被災住宅解体撤去支援	被災した住宅が放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼしている場合の解体撤去を支援します。	個人	市町村

▶ 応急仮設住宅維持管理等

事業目的

応急仮設住宅等の適正な維持管理等を行う関係市町村等の応急仮設住宅管理推進協議会等に対し、共同利用施設の維持管理等の財政支援を行い、もって被災者の自立復興を図る。

事業内容

1. 補助対象者

応急仮設住宅の維持管理を行うため関係市町村等で組織する市町村単位の応急仮設住宅管理推進協議会

2. 補助対象事業

応急仮設住宅の維持管理で、次のものに要する経費

(1) 共同利用施設の維持管理

- ① 外灯、合併処理浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナの電気代及び自動体外式除細動器（AED）
- ② 団地内通路及び団地内駐車場の補修
- ③ 共用部分の修繕（給排水設備、共同アンテナ等）
- ④ 空き住戸に係る共用費戸数割り負担金

(2) 入居者の維持管理支援

- ① 修繕連絡窓口の確保
- ② 夜間等緊急対応体制の確保
- ③ 共用部分等の維持管理業務
- ④ 定期点検業務

(3) 防火安全対策及び空き住戸の防犯措置

- (4) 雪処理費（対象等は別に定める。）
- (5) 集会所・談話室の光熱水費等の管理費（対象等は別に定める。）
- (6) 高齢者・障害者向け住戸改善（対象等は別に定める。）
- (7) 風対策費（対象等は別に定める。）

(8) 応急仮設住宅間移転費（対象等は別に定める。）

(9) 家財置場用倉庫等借り上げ費（対象等は別に定める。）

3.補助対象経費

上記対象経費

4.補助金の額

◎上記2 (1)～(3)に要する経費

1 団体当たり、管理する応急仮設住宅の戸数に次の額を乗じて得た額と対象経費で実際に支出した額の、どちらか少ない方の額

平成19年8月～平成20年9月まで @182,000円

平成20年10月以降 @156,000円

◎上記2 (4)～(9)に要する経費

別に定める額

5.補助期間

平成19年度から仮設住宅が廃止されるまでの間

▶地域水道施設等復旧

事業目的

中越沖地震で被災した地域の組合や地域の団体等が実施する、国・県の補助対象とならない小規模な水道施設等の災害復旧事業に要する経費の一部を補助し、被災した地域の生活再建や定住維持を促進することを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

中越沖地震で被災した水道施設等を管理する組合、町内会、地域の団体等

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

上記対象者が行う水道の各種施設や設備の災害復旧事業に要する経費

3.補助率

対象となる水道の各種施設や設備の補助対象経費の1/2（補助額が50千円以下は対象外）

4.補助限度額

事業1カ所当たり3,000千円を上限とする。

法令上の区分		災害復旧補助支援制度（概要）
水道施設	計画給水人口 （既存制度）	〈国〉 給水人口50人以上の公営の水道事業が対象ただし、施設等

上水道 (水道法)	5,001 人~	により下限に限度額制度あり(例簡易水道:町村営 500 千円等)(補助率:今回地震特例 8/10(通常地震 2/3))
簡易水道 (水道法)	101~5,001 人	〈県〉 給水人口 50 人以上で国庫補助対象外となった人公営の水道
小規模水道 (条例)	30~100 人	事業と給水人口 50 人以上の組合営の水道事業(補助額 50 千円以下は対象外)(補助率:公営 1/3 組合営 1/2) 給水人口 50 人未満は国・県の補助支援制度なし
29 人以下		補助支援制度なし → 地域水道施設等復旧費補助金

▶仮設住宅等生活交通確保

事業目的

バス事業者等が実施する仮設住宅へのバス路線の新設・迂回運行に要する経費を補助し、仮設住宅に入居する被災者の生活交通の確保及び利便性の向上を図ることを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

バス(乗合タクシー含む)事業者、民間非営利団体

2.補助対象事業

バス事業者等が実施する仮設住宅へのバス路線(有償)の新設・迂回運行事業で、県バス運行対策費補助金及び県生活交通確保対策補助金の対象外のもの。

3.補助対象経費

- ◎経常欠損額(標準欠損額を限度)
- ◎迂回系統は迂回部分のみを対象とする。
- ◎他団体からの補助がある場合は補助対象額から控除した額を交付額とする。

4.補助率 補助対象経費の 10/10

5.補助期間

平成 19 年度(震災後に新設・迂回運行した時)から仮設住宅が廃止されるまでの間

▶被災児童生徒の学区外通学支援

事業目的

中越沖地震被災による居住地の移転等に伴い学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の通学に要する経費を補助し、被災した児童生徒の通学手段の確保や新たな居住地での生活の安定を支援する。

事業内容

1.補助対象者

中越沖地震被災による居住地の移転等に伴い学区外からの通学を余儀なくされた小・中学校児童生徒の保護者及び複数世帯の当該児童生徒の保護者を代表する者等

2.補助対象事業、補助対象経費

該当する児童生徒の交通手段の確保を補助対象事業とし、通学（部活動のための登校を含む）に要する次の経費で、合理的かつ妥当な交通手段によるものと市町村長から確認を受けたものを補助対象経費とする。

(1) 路線バス、J R 等を利用して通学する場合

◎通学定期券又は回数券等購入費

(2) 交通手段の共同利用又は個別の利用により送迎する場合

◎借上バス、タクシー等の運行委託料等

※原則として複数世帯で共同利用する場合に限る。

◎自家用車の燃料費相当額（走行距離 1 km 当たり 10 円）

(3) 上記以外の合理的かつ妥当な交通手段を利用する場合

◎運行委託料等

ただし、次に該当するものは補助対象経費から控除する。

ア 市町村等から別途補助を受ける場合は、その補助額の全部

イ 通勤時に自家用車で送迎する場合で、送迎する者が雇用先等から自家用車の通勤手当を支給され、かつ、通勤と送迎の経路が重複する場合は、重複する経路部分の燃料費相当額

ウ 上記の他、本補助対象事業に係る収入（寄付、助成等）がある場合は、その収入額の全部

3.補助率 補助対象経費の 10/10（千円未満切り捨て）

4.補助限度額 なし

5.補助期間

平成 19 年 7 月 16 日以降の日から、児童生徒の学区外からの小学校又は中学校への通学が終了するまでの間。

▶住宅再建円滑化事業

事業目的

住宅に大きな被害を受けた者の家財を一時保管するために必要な経費を補助し、円滑な住宅再建を支援する。

事業内容

1.補助対象者

中越沖地震に際し、新潟県災害対策本部の斡旋により被災者の家財の一時保管等を実施した運送業者及び倉庫業者等。

2.補助対象経費

家財の保管料（平成 19 年 8 月から平成 21 年 7 月末までの保管料に限る）、新たな居宅又は保管場

所への運送料（車輛費、作業員人件費）、運送に伴う梱包費用（作業員人件費、資材費）及び付帯作業費（ピアノ・金庫など運送に当たり特別な措置が必要な家財に係る費用、エアコンの取付作業など搬出時に現に行った作業と対になる作業に係る費用）

3.補助率 10/10

4.補助限度額

通常の引越運送及び寄託荷物の保管を行う際に、補助対象者が荷主に対して請求すべき額
ただし、次に掲げる費用については、それぞれの単価（消費税相当額を含まない）を限度とする。

◎保管料 4,500 円/坪/月（1 坪・1 月未満は切り上げ）
（これにより難しい場合は、理事長が認める額）

◎車輛費（4 トン車） 35,010 円/台/日

◎車輛費（2 トン車） 27,900 円/台/日

◎車輛費（作業員輸送車） 4,500 円/台/日

◎人件費（梱包作業員以外） 12,600 円/人/日

◎人件費（梱包作業員） 16,200 円/人/日

▶被災住宅解体撤去支援

事業目的

中越沖地震により被災した住宅が放置され、周辺の住環境に悪影響を及ぼしている場合において、その所有者が当該被災住宅の解体撤去工事を行う際に、その要する経費の一部を補助することにより、当該被災住宅の解体撤去を促進する。

事業内容

1.補助対象者

(1) 次のいずれにも該当する者

①中越沖地震により個人の所有する住宅が半壊以上の被害を受けた者

②被災者生活再建支援法又は県市町村生活再建支援事業補助金の対象とならない者

(2) その他当該被災住宅を放置することが周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、解体撤去が必要であると市町村長が認める場合

2.補助対象経費

被災した住宅の解体撤去等に要する次の経費

(1) 解体撤去費

(2) 解体廃棄物の収集運搬処分費

(3) 当該敷地の整地費

ただし、補助対象経費について他団体から補助金を受ける場合は、それらを控除した額

3.補助率 1/2

4.補助限度額 50 万円/戸

福祉施設の復旧のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
障害者グループホーム等復旧	障害者グループホーム等に供する家屋の修繕、改修に対して補助を行います。	社会福祉法人	市町村
緊急障害福祉関係施設災害復旧	災害復旧費国庫補助事業の対象とならない障害福祉関係施設の復旧に対して補助を行います。	社会福祉法人等	市町村

▶障害者グループホーム等復旧

事業目的

被災地域における障害者が安心して地域生活を継続することができるように、地域における生活の場であるグループホーム・ケアホームを復旧・再興する。

事業内容

1.補助対象者

現に共同生活介護及び共同生活援助事業（以下「グループホーム等」）を運営する法人

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

- ①被災したグループホーム等の家屋の復旧に係る修繕に要する経費
- ②既存の障害者グループホーム等が被災したこと等により新たにグループホーム等の設置が必要な場合の借上げに伴う改修費及び初度設備整備費

3.補助率 2の①及び②に要する経費の 2/3

4.補助限度額

2の①及び②ともグループホーム等1か所あたり 10,000千円

▶緊急障害福祉関係施設災害復旧

事業目的

被災した障害福祉関係施設のうち災害復旧費国庫補助制度対象外の施設について、復旧費を補助することにより、早期復旧を図る。

事業内容

1.補助対象者

- ①社会福祉法に規定する障害福祉関係施設設置者（国庫補助が受けられない場合に限る）
- ②小規模作業所実施者

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

- (1) 被災した既存施設の復旧（修繕費）
- (2) 被災した既存施設の再興

①新築（修繕不能又は修繕費が新築と同程度以上かかる場合に限る）

②移転に伴う借上諸経費（改修費、初度設備整備費）

3.補助率

①復旧の場合は補助対象経費の 5/6

②再興の場合は補助対象経費の 3/4

4.補助限度額

上限額国庫補助制度の対応により今後設定（大震災 3,000 万円）

被災地域の復興活動を支援する団体等を支援する事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
復興支援ネットワーク	復興活動に向けた住民・専門家のネットワーク活動を行う団体に対し、一定の経費を補助します。	団体	市町村
復興ボランティア活動支援	被災地におけるボランティア活動の実施・コーディネートのための活動拠点整備に対して補助を行います。	ボランティアグループ等が構成する団体	市町村

▶復興支援ネットワーク

事業目的

復興活動に向けた住民・専門家のネットワーク活動の支援

事業内容

1.補助対象者

この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれの要件をも満たす団体とする。

(1) 次のいずれをも構成員とする団体

ア 複数の大学又はその職員

イ 次のいずれかの県内の団体又はこれら団体の職員、構成員等によって構成される団体

(ア) 経済団体 (イ) 公益法人、NPO 法人等の民間団体

(ウ) 中越沖地震に際して災害救助法の適用を受けた市町村

(2) 事務局は中越沖地震に際して災害救助法の適用を受けた市町村内に存すること。

2.補助対象事業

(1) 基本事業

ア 産官学とボランティア組織のネットワーク化の整備、運営

イ 地域の復興について調査、支援、助言並びに検証

(2) 重点事業

- ア 適時に実施する被災者支援
- イ 地方自治体等との協働による地域復興

3.補助対象経費

(1) 基本事業

- ア ネットワーク事務局の整備・運営費
事務所借上料、事務局経費
- イ 復興支援活動経費
地域コーディネーター報酬、活動費
過去の震災等の復興内容を調査
住民の復興活動への支援
(行政では把握し切れない住民ニーズの調査、住宅再建、集落移転における地盤危険度の相談、新たな地域コミュニティのデザイン、生業再建のためのマーケティング相談、地域復興の人材育成等)

(2) 重点事業

- ア 支援活動に係る直接経費(人件費を除く)

4.補助率、補助限度額

(1) 基本事業

- ア 補助率事務局の整備・運営費 1/2 以内
復興支援活動経費 10/10 以内
- イ 補助限度額 5,000 千円/年

(2) 重点事業

- ア 補助率 10/10 以内
- イ 補助限度額 1,000 千円/事

▶復興ボランティア活動支援

事業目的

中越沖地震の被災地において、復興の手助けを行う「ボランティアグループ」や「NPO 団体等」の活動に対して継続的に支援することで、被災者の自立や生活の安定化を図る。

事業内容

1.補助対象者

(1) 活動拠点整備

県内に住所を有するボランティアグループ等が 20 以上で構成し、復興への支援活動を継続的に行う団体

(2) 一般ボランティア活動

被災市町村の社会福祉協議会に登録し、5 名以上で週 3 日以上の活動を行った NPO・ボランテ

ィアグループ

(3) 特別ボランティア活動

被災市町村の社会福祉協議会に登録し、5名以上で活動を行った NPO・ボランティアグループ

2.補助対象事業

(1) 活動拠点整備

被災地におけるボランティア活動の実施・コーディネートのための活動拠点整備事業

(2) 一般ボランティア活動

市町村、市町村社会福祉協議会や他のボランティア団体等の指揮・調整のもとに行うボランティア活動

(3) 特別ボランティア活動

独自に活動計画を企画・策定し、自立的・主体的に行うボランティア活動

3.補助対象経費

(1) 活動拠点整備

事務所借上料、通信費、消耗品費等の活動拠点整備に要する経費

(2) 一般ボランティア活動

交通費、滞在費、通信費等の一般活動に要する経費

(3) 特別ボランティア活動

交通費、滞在費、通信費、原材料費、会場借上費、講師謝金等の特別活動に要する経費

4.補助率等

(1) 活動拠点整備

経費の 1/2 (補助限度額 150 万円/年間)

(2) 一般ボランティア活動

定額 3 万円/週間

(3) 特別ボランティア活動

経費の 10/10 (補助限度額 30 万円/年間・事業)

被災者住宅支援対策事業

持ち家を建て替え、購入、修繕する方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
被災者住宅復興資金利子補給	被災住宅の復興のために金融機関などから必要な資金を借り入れた場合に、利子相当額の補助を行います。	個人	市町村
住宅債務（二重ローン）償還特別支援	地震前に住宅債務があり、地震後、新たに住宅再建のための住宅債務を抱えることになる場合に、既住宅債務の支払利息を助成します。	個人	市町村
高齢者・障害者向け住宅整備支援	高齢者や障害者が居住する住宅（本人又は親族の所有する住宅に限ります）が被災し、その身体状況等に適応した住宅として再建する場合に、その費用の一部を補助します。	高齢者等	市町村
雪国住まいづくり支援	一部損壊以上の被害を受けた住宅を雪国特有の住居様式で再建した場合に、その費用の一部を補助します。	個人	市町村
県産瓦使用屋根復旧支援	県産瓦を使用した耐震性工法で住宅の屋根の工事を行った場合に、その費用の一部を補助します。（間接補助）	個人 （間接補助）	市町村
越後杉で家づくり復興支援	住宅再建に越後杉を使用する場合に、その購入経費の一部を補助します。（間接補助）	個人 （間接補助）	市町村
低コスト復興住宅支援	被災地域の気候、風土等に適合した「低コスト復興住宅」による住宅再建を支援します。（間接補助）	個人 （間接補助）	市町村
不動産活用型住宅再建資金融資	住宅建設資金の融資を受けることが困難な高齢者を対象に、自己所有地を担保として住宅資金を融資します。	仮設住宅入居者等	市町村
避難勧告世帯等住宅補修	避難指示、勧告の継続により、住宅補修の支援が受けられず、再建困難な世帯の住宅再建を促進するため、補修費の一部を支援します。	個人	市町村

▶被災者住宅復興資金利子補給

事業目的

被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行う目的により、被災者の住宅再建の促進を図る。

事業内容

1.利子補給対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 新潟県中越沖地震により自ら居住していた住宅（宅地を含む）に被害を受けた者（以下「被災者」という。）で、県内において、自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者
- (2) 被災者の親族であって、県内において、当該被災者が居住するための住宅の建設、購入又は補修をする者

2.利子補給対象資金

次の借入先から借入をした住宅資金事業

- (1) 住宅金融支援機構
- (2) 民間金融機関
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (4) 地方公務員共済組合、その他貸付事業を行う団体
- (5) 事業所等（融資制度について明文の規定があるものに限る）

3.利子補給対象融資額

◎建設・購入の場合 1,100 万円

◎補修の場合（宅地のみの補修を含む） 590 万円

4.利子補給期間及び補給方法

2 の住宅資金の最終資金交付日以降 5 年分の利子に相当する額を一括補助

5.利子補給率

年収 800 万円以下の場合（給与所得者以外の者は所得金額 600 万円以下）	2.3%
年収 800 万円超の場合（給与所得者以外の者は所得金額 600 万円超）	1.0%

※融資利率を上限とする。

▶住宅債務（二重ローン）償還特別支援

事業目的

被災住宅に既往債務を有する者が、新たな借入により住宅を再建する場合に、既往債務に係る支払利息を助成することで、二重ローンを抱えることとなる被災者の負担軽減を図る。

事業内容

1.補助対象者

次のいずれかに該当する者

1	次のいずれにも該当する者
---	--------------

	(1) 新潟県中越沖地震により被災し、県内に自ら居住するための住宅に係る 600 万円以上の新たな住宅債務を有する者 (2) 平成 19 年 7 月 16 日現在、被災住宅に係る既往住宅債務を有する者
2	次のいずれにも該当する者 (1) 新潟県中越沖地震により被災し、県内に自ら居住するための住宅に係る新たな住宅債務を有する者 (2) 平成 19 年 7 月 16 日現在、被災住宅に係る既往住宅債務を有する事業者内容 (3) 建築基準法第 39 条第 1 項により「災害危険区域」として条例で等指定された区域から新たに別の地域に移転する者

2.対象経費（補助対象事業を含む。）

次の借入先から借入をした既往住宅債務の利子

- (1) 住宅金融支援機構
- (2) 民間金融機関
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (4) 地方公務員共済組合、その他貸付事業を行う団体
- (5) 事業所等（融資制度について明文の規定があるものに限る）

3.補助金額

2 の住宅資金の残債務の 5 年間分（災害危険区域から移転する場合は全期間）の利子相当額

▶高齢者・障害者向け住宅整備支援

事業目的

被災した高齢者・障害者が居住する住宅（本人又は親族の所有する住宅に限ります）の再建に際し、その身体状況等に適した住宅とする場合、その費用の一部を補助することにより住み慣れた地域での暮らしを確保する。

事業内容

1.補助対象者

震災により居住する住宅が一部損壊以上の被害を受けた次の要件のいずれかに該当する者

- ① 高齢者で介護保険法第 19 条の規定による要介護、要支援認定者
- ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- ③ 障害の程度欄が「A」の療育手帳の交付を受けている者

2.補助対象経費

住宅再建に伴う住宅のバリアフリー化に係る費用

- ① 居室及び廊下等の段差解消、手摺り取り付け等
- ② トイレ、浴室、玄関の段差等の解消、手摺り取り付け等

③段差解消機、階段昇降機の設置

④ホームエレベーターの設置

3.補助限度額

高齢者 30万円

障害者 50万円

4.補助率

生活保護世帯 10/10

所得税非課税世帯 3/4

その他の世帯 1/2

▶雪国住まいづくり支援

事業目的

多雪地域における居住環境の確保のため、雪国特有の住様式で住宅を再建する必要がある被災者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の早期復興を促す。

事業内容

1.補助対象者

一部損壊以上の住宅を新たに雪国特有の住様式で再建する者

《参考》

区分		(旧)雪国特有の住宅 ↓ (新)雪国特有の住宅	(旧)雪国特有の住宅以外 ↓ (新)雪国特有の住宅
		一部 損壊 以上	新たに住宅を建て直すもの (建売住宅の購入を含む)
	住宅の補修を行うもの	○	○

2.補助対象経費

雪国特有の住様式に沿った住宅で再建する費用のうち、次に掲げるいずれかの経費。

区分	補助対象経費
融雪式	屋根融雪装置（構造）のために要する全体工事費
落雪式	以下に掲げる工事費のうち該当するものの合計 1.一般住宅と落雪式住宅との屋根工事費の差額（屋根材及び屋根構造に係るもの） 2.落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費 3.一般住宅と高床式住宅との基礎工事費の差額
耐雪式	対象住宅の床面積に応じ、別に定める金額

※工事に要する費用（当該工事費が 2,500 千円を超える場合は、2,500 千円を限度とする）に 0.264 を乗じた額（1 戸当たり限度額 660 千円）以内とする。

※補助対象経費について、住宅の応急修理など他の補助金を受けている場合は、それを控除した額とする。

※耐雪式については、豪雪地帯特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定より指定された特別豪雪地帯を対象とする。

3.補助率 10/10

4.補助限度額 660 千円/ 戸

▶県産瓦使用屋根復旧支援

事業目的

県産瓦使用による被災住宅の屋根の耐震性の強化を促進する。

事業内容

1.補助対象者

屋根瓦工事事業者

2.補助対象事業

次の要件を全て満たす屋根工事とする。

- ア 県産焼瓦及びこれと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦を使用した耐震性瓦施工工法によるものであること
- イ 建物新築に伴う工事及び既存建物の屋根の葺き替え工事であること
 - ※屋根の全面工事だけでなく、本屋のみ又は下屋のみなど棟単位の工事についても補助対象として認める
- ウ 屋根工事の施主は、市町村が発行する全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊のいずれかの罹災証明書を有する者であること

3.補助要件

屋根工事事業者は、本事業の補助金額を通常の屋根工事代金から値引き、施主の負担軽減を行うこと

4.補助対象経費

県産瓦の材料費及び耐震工法の標準的な施工代金（旧屋根の撤去・処分費は補助対象外）

5.補助率及び補助限度額

対象経費の 2 分の 1 以内、上限 850 千円

▶越後杉で家づくり復興支援

事業目的

中越沖地震の被災者に対し、災害に強い“安全・安心な住宅”の再建を支援する。なお、被災地で

の住宅の再建に当たって、地域の森林資源を積極的に利用することにより、結果として林業・木材産業などの地域産業の復興に貢献する

事業内容

工務店と施主、ブランド材認証工場等の3者が連携して、越後杉（新潟県で生産されたスギ製材品）を使用して住宅を再建する場合に支援する。

1.補助対象者

市町村が発行する「一部損壊以上のり災証明書」を有する者に住宅を供給する大工・工務店等

2.補助対象事業

住宅再建に係る越後杉を購入する経費に対し助成。

越後杉のうち品質・性能が明確な「越後杉ブランド」を延べ床面積1平方メートル当たり0.07㎡以上使用すること。

3.補助対象経費

住宅再建に必要な施主における越後杉購入経費

4.補助率 1/2

5.補助限度額 1,000千円/棟

▶低コスト復興住宅支援

事業目的

中越沖地震により大きな被害を受けた地域における早期住宅再建を図るため、中越大震災復興基金事業で実施している中山間地型復興モデル住宅を活用し、被災地域の気候、風土等に適合した「低コスト復興住宅」による住宅再建を支援する。

事業内容

1.補助対象者

「低コスト復興住宅」を受注・施工する県内の建築業者及び建築業者で構成する団体

2.補助対象経費

市町村長が認定・推奨する次の住仕様を含む「低コスト復興住宅」の建築に要する経費

住 仕 様	内 容
使用材料	越後杉ブランド材等の県産材を 0.07m ³ /m ² 以上（延べ床面積当たり）使用
バリアフリー対策	居室・廊下等の段差解消、浴室等の手摺設置ほか
構造の安定（雪・風対策）	一定以上の構造基準を満たした耐雪、耐風性能を有する
景観対策ほか	外壁の板張り、妻上部の漆喰風デザインなど当該地域の風景に配慮した景観対策ほか

※住仕様に関しては、それぞれの市町村が当該地域の実情等に応じて4項目から設定

3.補助金額

市町村ごとに定める「低コスト復興住宅」の建設に対し定額（180万円）を補助

▶不動産活用型住宅再建資金融資

事業目的

借入が困難な高齢者等に、死亡時に土地・建物の売却により一括返済することを条件に、住宅再建資金を融資することにより、高齢者等の住宅再建を支援する。

事業内容

1.貸付対象者

次のいずれにも該当する者

（仮設住居の入居）

①自己所有の住宅が全・半壊し、仮設住宅等に入居している者。その他市町村長又は知事が特に認める者。

（同居人）

②同居人が配偶者又は借受人若しくは配偶者の親及び市町村長又は知事が特に認める者。

（年齢）

③借受人及び配偶者の年齢が60歳以上の者。又は市町村長若しくは知事が特に認める者。

（収入）

④借受人及び配偶者の合計年収が180万円以下の者。又は市町村長若しくは知事が特に認める者。

（担保）

⑤貸付金で建設又は購入する建物及び当該建物建築の土地に他の抵当権等の担保権が設定されていないこと。

2.貸付条件

貸付限度額：1,200万円（千円単位）

返済方法：借受人の死亡時に担保処分により一括返済

利率：年0.4パーセント

担保：今回建設・購入する建物及び当該建物建築の土地に第1順位の抵当権の設定・登記

▶避難勧告世帯等住宅補修

事業目的

新潟県中越沖地震での6か月以上の避難指示・勧告の継続により、住宅応急修理制度の対象となりえず、なおかつ自力での住宅補修が困難な世帯に対し、住宅補修費の一部を補助することにより、避難生活解消後の住宅再建を促進する。

事業内容

1.補助対象者

次のいずれにも該当する世帯

- ①中越沖地震において、6か月以上にわたり避難指示・勧告の対象となった世帯
- ②り災判定が大規模半壊、半壊または全壊の世帯
- ③避難指示・勧告解除後速やかに被災した住宅を補修し、その住宅に居住する世帯
- ④応急修理制度の支援を受けていない世帯
- ⑤世帯年収が500万円以下または世帯の状況を勘案して市町村長が特に必要と認める世帯

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

自ら居住用に供する住宅における中越沖地震の被害と直接関係のある補修費で、以下の4項目（準ずるものを含む。）等で、日常生活に必要欠くことのできない部分に係るもの

例示：

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等の補修
- ②ドア、窓等の開口部の補修
- ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の補修
- ④衛生設備の補修

3.補助率 10/10

4.補助限度額

- ◎大規模半壊または全壊 1,000千円
- ◎半壊 500千円

5.補助期間

避難指示・勧告解除の日から5か月を経過する日まで（市町村長が特に必要と認める世帯は別に定める日まで）

宅地等を復旧する方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
被災宅地復旧工事	住宅金融支援機構などの融資を受けることのできない方が、被災した宅地の復旧工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。	個人	市町村
被災店舗兼住宅宅地復旧工事	住宅金融支援機構などの融資を受けることのできない方が、被災した店舗兼住宅宅地の復旧工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。	個人	市町村
宅地地盤災害復旧支援	宅地の所有者が共同で復旧工事を行う必要がある	住民団体	市町村

	場合に経費を補助します。		
--	--------------	--	--

▶被災宅地復旧工事

事業目的

新潟県中越沖地震により被害を受けた、新潟県内に所在する宅地の所有者等が、被災宅地の復旧工事を行う際に、その要する経費の一部を補助することにより、当該被災者の負担を軽減し、早期の復興を促進することを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

被災宅地の復旧工事を行う被災宅地の所有者等で、住宅金融支援機構等の融資を受けることが困難な者

2.補助対象事業

被災宅地の復旧事業（被災宅地の復旧が困難なため、当該宅地とは別の土地を宅地に供するために行う造成工事を含む。）

3.補助対象経費

被災宅地の復旧事業のうち、下記の工事に要する経費①のり面の保護、②排水施設の設置、③整地、④擁壁の設置、⑤地盤調査、⑥その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの

4.補助率

上記工事費のうち、400万円までの工事費 1/2

上記工事費のうち、400万円を超える工事費 2/3

5.補助限度額

なし

▶被災店舗兼住宅宅地復旧工事

事業目的

新潟県中越沖地震により被害を受けた、新潟県内に所在する店舗兼住宅宅地の所有者等が、被災店舗兼住宅宅地の復旧工事を行う際に、その要する経費の一部を補助することにより、当該被災者の負担を軽減し、早期の復興を促進することを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

被災店舗兼住宅宅地の復旧工事を行う当該宅地の所有者等で、住宅金融支援機構等の融資を受けることが困難な者

※ただし、補助事業実施後も当該店舗兼住宅での営業を継続する者に限る。

2.補助対象事業

被災店舗兼住宅宅地の復旧事業（当該宅地の復旧が困難なため、別の土地を店舗兼住宅宅地に供するために行う造成工事を含む。）

3.補助対象経費

被災店舗兼住宅宅地の復旧事業のうち、下記の工事に要する経費

①のり面の保護、②排水施設の設置、③整地、④擁壁の設置、⑤地盤調査、⑥その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの

4.補助率

上記工事費のうち、400万円までの工事費 1/2

上記工事費のうち、400万円を超える工事費 2/3

5.補助限度額

なし

▶宅地地盤災害復旧支援

事業目的

中越沖地震により液状化や盛土の滑動や崩壊などの大規模な地盤災害が発生した宅地のうち、所有者等が共同で復旧工事を行う場合の経費を支援することにより、地域コミュニティの維持・再生を図り、併せて二次災害を防止する。

事業内容

1.補助対象者

中越沖地震により液状化や盛土の滑動崩落などの大規模な地盤災害が発生した宅地の所有者等で構成する団体（隣接した複数の宅地で、一体的に復旧を行う必要のある箇所が対象）

2.補助対象経費（補助対象事業を含む）。

中越沖地震により大規模な地盤被害を受けた宅地のうち、隣接した2戸以上の宅地の所有者等が共同して行う、復旧及び二次災害防止工事に係る経費（ただし、他の公共事業を優先して適用し対象にならない箇所、及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が適用された箇所）

（1）調査費及び工事費

複数宅地において一体的に同時に行うことが真に必要な大型擁壁の復旧や、地盤補強工（アンカー工等、液状化対策工などに係る調査費と工事）等費

（2）補償費

（1）の工事の実施に支障となる住宅等の曳家、解体・再築に対して、補助対象団体が行う補償に要する費用

3.補助率

調査費 3/4（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が適用の場合 1/4）

工事費 3/4（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が適用の場合 1/4）

補償費 10/10

4.補助限度額

調査費 なし

工事費 なし

補償費 「公共用地取得に伴う損失補償基準要綱」により、算定された額

賃貸住宅等に入居する方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
民間賃貸住宅入居支援	自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した被災者に対し、家賃の一部を補助することにより生活再建を支援します。	個人	市町村
親族等住宅同居支援	住宅に被害を受け、親族等の住宅で同居することとなった高齢者などに対し補助を行います。	個人	市町村

▶民間賃貸住宅入居支援

事業目的

被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃を補助し、被災者の居住環境の向上や生活再建を支援する。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により被災した次のいずれかの世帯

(1) 半壊以上の被災世帯

住居等が半壊以上の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯。ただし、民間賃貸住宅に居住していた場合は、月額収入 268 千円以下（高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世帯）又は月額収入 200 千円以下（上記（ ）書きに該当しない世帯）の世帯

(2) 市町村長が認定する一部損壊の被災世帯

住居等が一部損壊の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯で市町村長が対象者として認定する世帯。ただし、民間賃貸住宅に居住していた場合は、上記（1）の収入基準を満たす世帯

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

入居する民間賃貸住宅の月額の家賃（管理費、敷金、礼金、駐車場代金等は除く。）から住居手当等を控除した額

3.補助率 1/2

4.補助限度額 30 千円/月

5.補助期間

平成 19 年度から平成 23 年度まで

ただし、1世帯当たり5年間を限度とし、被災者生活再建支援金による家賃補助を受ける場合又は取り壊し等貸主の都合により他の民間賃貸住宅へ再転居する場合は、その期間を通算する。

※財団存続期間（当初5年間・平成24年9月まで）を超える期間の補助の取扱いについては、財団存続期間見直し時（平成23年度を想定）に別途検討します。

▶親族等住宅同居支援

事業目的

親族等の住宅で同居する高齢者等の財政負担を軽減し、被災高齢者等の居住環境の向上や生活再建を支援する。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により被災し、親族等の住宅で同居する次のいずれかに該当する者。

- (1) 居住していた住居等が半壊以上の被害を受け、自宅再建を断念した高齢者又は障害者。
- (2) 居住していた住居等が一部損壊の被害を受け、自宅再建を断念した高齢者又は障害者で、市町村長が交付対象として認める者。

ただし、(1)及び(2)の障害者は次のいずれかに該当する者とする。

- ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
- イ 精神保健指定医等により知的障害者と判定された者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている者
- オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- カ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

2.補助額 20千円/月

3.補助期間

平成19年度から平成23年度まで（ただし、1人当たり5年間を限度とする。）

※財団存続期間（当初5年間・平成24年9月まで）を超える期間の補助の取扱いについては、財団存続期間見直し時（平成23年度を想定）に別途検討します。

被災者に対する住宅再建支援、住宅提供を行う団体等のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
公営住宅入居支援	自宅再建を断念し、公営住宅に入居した高齢者世帯等を対象に家賃減免を行う市町村に対して、減免額に対する補助を行います。	市町村	基金事務局
住宅再建相談窓口設置	被災者の住宅再建の相談窓口設置に要する経費を	市町村・公益	基金事務局

支援	補助します。	団体	
----	--------	----	--

▶公営住宅入居支援

事業目的

被災した高齢者等が入居する公営住宅の家賃の一部を補助し、高齢者世帯等の居住環境の向上や生活再建を支援する

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により住居等が半壊以上又は一部損壊（市町村長が対象と認めた世帯に限る）の被害を受け、自宅再建を断念した公営住宅に入居した高齢者世帯等を対象に家賃減免を行う市町村

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

市町村が公営住宅家賃減額要綱等に基づいて減免した公営住宅の月額の家賃のうち、次に掲げる補助対象経費及び補助率

世帯収入月額（円）	一般減免率（A）	最低月額家賃（B）	補助対象経費及び補助率
0 ～ 20,000	50 %	4,000	一般減免率（A）を乗じた月額家賃から最低月額家賃（B）を控除した補助対象経費の10分の10に相当する額
20,001～30,000	40%	6,000	
30,001～40,000	30%	8,000	
40,001～50,000	20%	10,000	
50,001～60,000	10%	12,000	
60,001 以上			月額家賃の3分の1に相当する額

注：「世帯収入月額」は公営住宅法の規定に基づく計算方法により、年間の所得から各種控除を行ったものを12で除した額

3.補助期間

平成19年度から平成23年度まで（ただし、1世帯当たり5年間が限度。）

▶住宅再建相談窓口設置支援

事業目的

住宅再建に係る相談窓口の設置に要する経費の一部を補助し、被災者の住宅再建を支援する。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により災害救助法が適用された市町村区域内において、被災者の住宅再建に資する相談窓口を継続的に設置する市町村又は市町村長が認める公益団体

2.補助対象経費

建築士、弁護士、税理士等の専門家による相談の実施に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料賃借料等）

※市町村庁舎内で行う場合は相談員の設置に要する経費（報償費、旅費等）に限る。

3.補助率 10/10

4.補助限度額 3,000 千円/ 年

農林水産業対策事業

災害対策資金関係

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
新潟県中越沖地震農業災害対策資金（JA 資金）利子補給事業	新潟県中越沖地震農業災害対策資金（JA 資金）を融通する農業協同組合に対し利子補給を行います。	農業者等 （間接補助）	基金事務局
新潟県中越沖地震農林水産業再建資金利子助成事業	「新潟県中越沖地震農林水産業再建資金」を融通する融資機関に利子補給する市町村に対し補助を行います。	農業者等 （間接補助）	基金事務局
農林漁業制度資金利子・保証料助成事業	農林漁業制度資金の支払利子及び保証料を助成する市町村に対し補助を行います。	農林漁業者等 （間接補助）	基金事務局

▶新潟県中越沖地震農業災害対策資金（JA 資金）利子補給事業

事業目的

新潟県中越沖地震により被災した農業者等の負担軽減を図るため、新潟県中越沖地震農業災害対策資金（JA 資金）を融通する農業協同組合に対し利子補給を行う。

事業内容

1.資金使途

経営資金、施設・機械の購入費等次期再生産に必要な資金

2.償還期間

7年以内（うち据置期間1年以内）

3.貸付限度額

2,000万円

4.実質金利

当初5年間無利子、その後2.10%

5.貸付実施期間

平成19年7月26日～平成20年12月31日まで

※ただし、平成20年7月31日までに受付を完了したものに限り。

6.補助対象者

中越沖地震農業災害対策資金を融通した農業協同組合

7.基金の利子補給率

中越沖地震農業災害対策資金の基準金利の22.5%相当額

8.利子補給期間

貸付後5年以内

◎貸付利率、利子補給率等

償還期間		5年以内	5年超7年以内	
			当初5年間	6年目～
基準金利(%)		2.10%	2.10%	2.10%
利子 補給	連合会(利子補給の55.0%)	1.155%	1.155%	0
	J A (45.0%)	0.945%	0.945%	0
	うち基金(22.5%)	0.4725%	0.4725%	0
農業者への貸付金利(%)		0%	0%	2.10%

▶新潟県中越沖地震農林水産業再建資金利子助成事業

事業目的

「新潟県中越沖地震農林水産業再建資金」を融通する融資機関に利子補給する市町村に対し、基金が当該利子助成金を補助することにより、被災農林漁業者の早期経営再建に資する。

事業内容

1.貸付対象者

農林水産業を営む者、団体又は法人で、農作物、家畜、農林漁業用施設

◎機械、農地、農林漁業用資材等の損失額が、その者の平年における農林漁業総収入額の100分の10以上であるもの。

2.資金の使途

経営資金及び施設・機械の購入費等

※種苗、農薬、漁具、その他農林漁業用資材の購入費、農林漁業用施設・機械の復旧及び購入費、農地の復旧に要する資金等

3.償還期間

7年以内(うち据置期間2年以内)

特認10年以内(うち据置期間3年以内)

4.貸付限度額

個人：1,000万円、法人及び団体：3,000万円

5.貸付利率

当初5年間1.60%、その後2.65%

6.融資機関

農業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、銀行等

7.貸付実施期間

平成19年7月31日から平成20年7月31日まで

8.補助対象者

融資機関へ利子補給する市町村

9.補助期間

貸付後5年以内

◎貸付利率、利子助成補助等

償還期間	当初5年間	6年目～
基準金利(%)	2.65	2.65
助成 市町村(%)	1.0	5.0
成 うち基金(%)	1.0	5.0
実質金利(%)	1.60	2.65

▶農林漁業制度資金利子・保証料助成事業

事業目的

経営再建のために被災農林漁業者が新たに借り入れる農林漁業制度資金の支払利子及び保証料を助成する市町村に対し、基金がその一部又は全部を補助することにより、被災農業者の負担軽減を図り、早期経営再建に資する。

事業内容

〔利子助成〕

1.対象資金

被災後3年以内に被災農林漁業者が借り受ける、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、漁業近代化資金

2.利子助成率

利子実質負担（借受者が実際に支払った利子）の4/4～1/4（平年総収入額における損失額の割合）

①損失額が30%未満：金利負担の1/4（農業者負担3/4）

②損失額が30%以上50%未満：金利負担の2/4（農業者負担2/4）

③損失額が50%以上：金利負担の4/4（農業者負担なし）

3.補助対象者

対象資金の支払利子の一部又は全部を助成する市町村

4.補助期間資金貸付後5年以内

〔協会保証料助成〕

1.対象資金

被災後3年以内に被災農林漁業者が借り受ける、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、漁業近代化資金、新潟県中越沖地震農業災害対策資金、新潟県中越沖地震農林水産業再建

資金

2.協会保証料助成率

協会保証料負担の 4/4 ～ 1/4（平年総収入額における損失額の割合）

- ①損失額が 30 %未満：保証料年額の 1/4（農業者負担 3/4）
- ②損失額が 30 %以上 50 %未満：保証料年額の 2/4（農業者負担 2/4）
- ③損失額が 50 %以上：保証料年額の 4/4（農業者負担なし）

3.補助対象者

支払い保証料の一部又は全部を助成する市町村

4.補助期間資金貸付後 5 年以内

農林業経営再建関係

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
手づくり田直し等支援	小規模農地等の復旧・整備、水田の地力回復を行う場合に、経費を補助します。	農林漁業者、 農林漁業団体 等	市町村
農林水産業経営再建整備支援	被災施設等の取り壊し・改修や機械の修理・購入などを行う場合に、経費を補助します。	農林漁業者の 組織する団体	市町村
地域営農活動緊急支援	農業者の組織する団体が効率的で継続的な営農体制を確立するための経費を補助します。	農家で構成する 団体	市町村
災害査定設計委託費等支援	農地などの災害復旧事業の申請に必要な査定設計委託費を補助します。	農業者、養鯉 業者、市町村 又は土地改良 区	市町村
災害復旧事業費等負担金支援	国・県の補助による地震災害復旧関連事業に伴う農家・養鯉業者などの負担金の一部を補助します。	農林漁業者、 農林漁業団体 等	市町村
新潟米秋作業緊急支援	被災者の収穫、乾燥・調製作業の委託や被災認定農業者等の農業機械の復旧等の経費を補助します。	農業者、認定 農業者等	市町村

▶手づくり田直し等支援

事業目的

営農の基盤である農地及び農業用施設等が被災した地域において、国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等（養鯉池を含む）の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復させるための経費を助

成し、農林水産業の維持を図る。

事業内容

1.補助対象者

(1) 小規模農地等の復旧

中越沖地震による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農林水産業者、農林水産業者で組織する団体及び農林漁業団体等

(2) 水田の地力回復

中越沖地震による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農業者、農業者で組織する団体

2.補助対象経費

(1) 小規模農地等の復旧

被災した農地・農道・用排水路・養鯉池等の復旧作業に要する経費

(2) 水田の地力回復

被災前の土壌条件に戻すために行う土壌改良等に要する経費・ケイカル等の土づくり肥料や堆肥等の有機質資材代

3.補助率

(1) 小規模農地等の復旧 3/4 以内

(2) 水田の地力回復 1/2 以内（1 ほ場につき 1 回限り）

4.補助限度額

(1) 小規模農地等の復旧 対象事業費 40 万円以下

(2) 水田の地力回復 対象事業費 22 千円/10a 以下

▶農林水産業経営再建整備支援

事業目的

中越沖地震により被災した施設の復旧及び機械の修理や整備を緊急的に実施し、その機能を維持することにより、被災地域の農林水産業の再生を図る。

事業内容

1.補助対象者

◎中越沖地震により被災した農林水産業者の組織する団体

◎農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合（県単事業で設置した施設の改修及び整備に限る。）

2.補助対象経費

国の災害復旧事業に該当しない以下の経費を対象

(1) 被災施設の復旧

被災施設等の改修・整備に係る費用及び施設の取り壊し、整地、排土等に要する経費（40 万

円以上/1 工事)

(2) 被災機械の修繕・整備等

経営の再開に必要な農業用機械、漁業用機械、林業用機械（きのこ関係資材を含む）等の修理・購入に要する経費

◎修理：1 台当たり 50 万円以下で事業主体当たり 20 万円以上

◎購入：1 台当たり 50 万円以上（きのこ関係資材については事業主体当たり 20 万円以上）

3.補助率

補助対象者	補助対象区分	補助率
農林漁業者の組織する団体	県単事業で設置した施設	7.25/10（中山間 3/4）
	上記以外の共同利用施設	7.25/10（中山間 3/4）
	上記以外	1/2
農業協同組合等	県単事業で設置した施設	4.5/10（中山間 1/2）

4.補助限度額

4,000 万円（うち機械：3,000 万円）/1 組織（きのこ関係については 2,000 万円/1 組織）

▶地域営農活動緊急支援

事業目的

中越沖地震で被災した地域において、地域ぐるみで営農の組織化を進め、効率的で継続的な営農体制の確立を推進する。

事業内容

1.補助対象者

地域ぐるみの協業組織又は共同利用組織

2.補助対象経費

農業者の組織する団体が効率的で継続的な営農体制の確立を図るために要する次の事業を補助する。

(1) 営農体制確立

地域ぐるみの協業経営組織又は共同利用組織の設立・運営のために必要な機械・施設の整備等に要する次の経費

ア 営農用機械の購入費、施設整備費（実施設計費を含む。）、取得費

イ 組織で使用する構成員の機械の修理費、施設の改修・移設費

(2) 組織化推進

組織化のための合意形成に向けた推進に要する次の経費

ア 会議費（飲食費を除く。）

イ 研修会費、資料代等

3.補助率 3/4 以内

4.補助対象事業費限度額

ア 営農体制確立：下限 40 万円、上限 4,000 万円

イ 組織化推進：上限 30 万円

▶災害査定設計委託費等支援

事業目的

農地、農業用施設災害復旧事業の申請には、災害査定を受けるための査定設計書を作成する必要があるが、この作成に係る査定設計委託費の農家負担は大きい。そこで災害復旧事業の査定設計委託費の農家負担金を支援し、農家負担の軽減を図る。

事業内容

1.補助対象者

災害復旧事業の査定設計委託費等を負担した農家等又は災害復旧事業の事業主体である市町村、土地改良区等

2 補助対象事業

査定設計委託費等の農家負担額（激甚災害に指定された場合に適用される災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱に基づく査定設計書作成に係る経費の補助残についての農家負担額を補助対象事業とする）

3.補助対象経費

対象事業の実負担額

※負担済みに対しても遡及して適用

4.補助金額

補助対象経費の全額

▶災害復旧事業費等負担金支援

事業目的

新潟県中越沖地震の被災地域において、国・県による地震災害復旧関連事業の実施に伴う農家等の工事費負担金の一部を支援することにより、被災農家等の円滑な生業再建を図る。

事業内容

1.補助対象者

災害復旧事業等の工事費を負担する被災農家等又は災害復旧関連事業の事業主体である市町村、土地改良区、農業者で組織する団体等

2.補助対象事業

被災した施設等の復旧・修繕等を行う次の各事業

(1) 農地・農業用施設災害復旧事業

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

(3) 新潟県中越沖地震被災新山村振興等農林漁業特別対策等施設改修・整備事業 ほか

※実施済事業に対しても遡及して適用

3.補助対象経費

上記補助対象事業の実施に伴う被災農家等の実負担額（共済金、保険金等の支払いがあった場合は当該経費を控除する）

4.補助率 1/2 以内

5.補助限度額 設けない

▶新潟米秋作業緊急支援

事業目的

中越沖地震による秋作業の円滑な実施と「新潟米」の品質を確保するため、被災者の収穫・乾燥・調製作業の委託や被災認定農業者等の農業機械の復旧及び近隣市町村の乾燥調製施設へ転送するために掛かる輸送費を支援する。

事業内容

1.事業内容

(1) 被災農業者作業委託緊急支援

被災農業者が、農業協同組合を通じて、地域の農業者や農業協同組合に収穫及び乾燥・調製作業を新たに委託する場合の委託経費を支援する。

(2) 収穫作業等受託者緊急支援

被災農業者から農作業を新たに受託する認定農業者等において、被害を受けた農業機械の修理に要する経費を支援する。（他事業の補助対象となるものは除く）

(3) 乾燥・調製作業緊急支援

被災により増加する荷受け数量を円滑に処理するため、農業協同組合が近隣市町村の乾燥調製施設へ収穫物を転送するために要する経費を支援する。

2.対象地域、対象者及び事業主体

対象地域は、激甚災害と指定された中越沖地震の対象区域（激甚災害法第 5 条及び第 6 条「柏崎市、出雲崎町、刈羽村」）とする。

対象事業	対象者	事業主体
1-(1) の事業	被災農業者	農業協同組合
1-(2) の事業	認定農業者	等農業協同組合、新潟県農業機械商業協同組合
1-(3) の事業	農業協同組合	農業協同組合

※認定農業者等とは、認定農業者及び 3 戸以上の農業者で組織され、代表者の定めがあり、組織・運営に関する規約等を備えた生産組織をいう。

3.補助対象要件

1- (1) の事業：

- ◎対象者は、収穫機械等が被災するなどにより、収穫及び乾燥
- ◎調製作業が実施できない農業者とする。
- ◎対象とする農作業は、収穫及び乾燥
- ◎調製作業とし、震災前の当該作業の委託契約を除き、震災被害により農業協同組合を通じて、新たな作業委託を結ぶものに限る。

1- (2) の事業：

- ◎補助対象機械は、被災農業者から緊急的に新たな秋作業を受託する認定農業者等の被災したコンバイン及びトラクターとする。
- ◎対象事業費の機械修理は、1事業主体当たり20万円以上とする。

1- (3) の事業：

- ◎対象事業費は、収穫物の輸送経費とし、輸送は運送業許可事業者へ委託するものに限る。

4.補助率

1- (1) の事業：定額

- ①収穫作業：7,900円/10a（79,000円/1ha）
- ②乾燥・調製作業：12円/kg

1- (2) の事業：1/2

1- (3) の事業：1/2

畜産業の被災対策、経営再建関係

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
畜産廃棄物処理経費支援	倒壊した畜舎や死亡家畜等畜産廃棄物の処理経費を補助します。	市町村、農業団体等	市町村
畜産施設緊急防災対策支援	施設保全のための緊急工事（地盤崩落の復旧・防止）を支援します。	畜産経営体、農業者団体	市町村

▶畜産廃棄物処理経費支援

事業目的

中越沖地震で飼養家畜の死亡等により生産基盤に甚大な被害を受けた地域の畜産経営の早期再建を図るため、死亡家畜等畜産廃棄物処理の負担を軽減する。

事業内容

1.事業内容

中越沖地震で被害を受けた畜産経営の早期再建に必要な、①死亡家畜や ②畜産施設等の産業廃棄

物処理に要する経費を助成。

2.補助対象者

①死亡家畜の処理経費

◎畜産経営者に代わって処理を行う市町村等

◎農業者の組織する団体（被災時に既に組織されていたものに限る）

②畜産施設等の撤去経費

◎畜産経営者に代わって処理を行う市町村等

3.補助対象経費

◎死亡家畜の処理（焼却、化製処理、運搬）等に要する経費

◎畜産施設等の撤去経費

4.補助率

①死亡家畜処理 10/10

②畜産施設等撤去 1/2 以内

5.補助対象限度額

②畜産施設等撤去延面積 1㎡当たり 50,000 円以内

▶畜産施設緊急防災対策支援

事業目的

中越沖地震の被災地において、地域雇用等に大きな役割を果たしている畜産業者の施設保全を支援し、早期の復旧を図る。

事業内容

1.事業内容

中越沖地震の被災地において、畜産施設に甚大な被害を及ぼした、又は及ぼすことが確実な地盤崩落に対する復旧・防止工事に必要な経費の一部を助成する。

2.補助対象者

◎被災時に 10 名以上の雇用を行っていた畜産経営体

◎農業者の組織する団体（被災時に既に組織されていたものに限る）

3.補助対象経費

施設保全のための地盤崩落の復旧、防止工事に係る経費

4.補助率 1/2 以内

5.補助限度額 3,000 万円/1 経営体・組織

水産業の被災対策、経営再建関係

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
-----	-------	-------	------

水産業被災施設等再 建整備支援	水産関連施設の復旧経費を補助を行います。	漁業協同組合	市町村
手づくり田直し等支 援	小規模農地等の復旧・整備、水田の地力回復を行 う場合に、経費を補助します。	農林漁業者、 農林漁業団体 等	市町村
農林水産業経営再建 整備支援	被災施設等の取り壊し・改修や機械の修理・購入 などを行う場合に、経費を補助します。	農林漁業者の 組織する団体	市町村
災害査定設計委託費 等支援	農地などの災害復旧事業の申請に必要な査定設計 委託費を補助します。	農業者、養鯉 業者、市町村 又は土地改良 区	市町村
災害復旧事業費等負 担金支援	国・県の補助による地震災害復旧関連事業に伴う 農家・養鯉業者などの負担金の一部を補助します 。	農林漁業者、 農林漁業団体 等	市町村

▶水産業被災施設等再建整備支援

事業目的

中越沖地震により被災した水産関連施設の復旧事業等を実施する漁業協同組合の負担の一部を支援することにより、水産業の早期再建を図る。

事業内容

1.事業の内容

- (1) 漁場環境保全創造事業（国庫補助：有）
地震によって海底に浮上し、漁業の障害となる古木の回収作業
- (2) 漁業経営構造改善事業（国庫補助：有）
被災により利用不可能となった荷捌き施設の整備
- (3) 被災した水産業共同利用施設の代替となる緊急仮設施設の整備（国庫補助：無）
- (4) 被災した水産業共同利用施設の解体撤去処分（国庫補助：無）
- (5) 被災した水産業共同利用施設の復旧（国庫補助：無）

2.補助対象者

漁業協同組合

3.補助対象経費

上記事業の実施に伴って生ずる補助対象者の実負担額

4.補助率 1/2（ただし、1の（4）、（5）は3/4）

▶手づくり田直し等支援

事業目的

営農の基盤である農地及び農業用施設等が被災した地域において、国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等（養鯉池を含む）の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復させるための経費を助成し、農林水産業の維持を図る。

事業内容

1.補助対象者

(1) 小規模農地等の復旧

中越沖地震による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農林水産業者、農林水産業者で組織する団体及び農林漁業団体等

(2) 水田の地力回復

中越沖地震による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農業者、農業者で組織する団体

2.補助対象経費

(1) 小規模農地等の復旧

被災した農地・農道・用排水路・養鯉池等の復旧作業に要する経費

(2) 水田の地力回復

被災前の土壌条件に戻すために行う土壌改良等に要する経費

◎ケイカル等の土づくり肥料や堆肥等の有機質資材代

3.補助率

(1) 小規模農地等の復旧 3/4 以内

(2) 水田の地力回復 1/2 以内（1 ほ場につき 1 回限り）

4.補助限度額

(1) 小規模農地等の復旧 対象事業費 40 万円以下

(2) 水田の地力回復 対象事業費 22 千円/10a 以下

▶農林水産業経営再建整備支援

事業目的

中越沖地震により被災した施設の復旧及び機械の修理や整備を緊急的に実施し、その機能を維持することにより、被災地域の農林水産業の再生を図る。

事業内容

1.補助対象者

◎中越沖地震により被災した農林水産業者の組織する団体

◎農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合（県単事業で設置した施設の改修及び整備に限る。）

2.補助対象経費

国の災害復旧事業に該当しない以下の経費を対象

(1) 被災施設の復旧

被災施設等の改修・整備に係る費用及び施設の取り壊し、整地、排土等に要する経費（40万円以上/1 工事）

(2) 被災機械の修繕・整備等

経営の再開に必要な農業用機械、漁業用機械、林業用機械（きのこ関係資材を含む）等の修理、購入に要する経費

◎修理：1 台当たり 50 万円以下で事業主体当たり 20 万円以上

◎購入：1 台当たり 50 万円以上（きのこ関係資材については事業主体当たり 20 万円以上）

3.補助率

補助対象者	補助対象区分	補助率
農林漁業者の組織する団体	県単事業で設置した施設	7.25/10（中山間 3/4）
	上記以外の共同利用施設	7.25/10（中山間 3/4）
	上記以外	1/2
農業協同組合等	県単事業で設置した施設	4.5/10（中山間 1/2）

4.補助限度額

4,000 万円（うち機械： 3,000 万円）/1 組織

（きのこ関係については 2,000 万円/1 組織）

▶災害査定設計委託費等支援

事業目的

農地、農業用施設災害復旧事業の申請には、災害査定を受けるための査定設計書を作成する必要があるが、この作成に係る査定設計委託費の農家負担は大きい。そこで災害復旧事業の査定設計委託費の農家負担金を支援し、農家負担の軽減を図る。

事業内容

1.補助対象者

災害復旧事業の査定設計委託費等を負担した農家等又は災害復旧事業の事業主体である市町村、土地改良区等

2.補助対象事業

査定設計委託費等の農家負担額（激甚災害に指定された場合に適用される災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱に基づく査定設計書作成に係る経費の補助残についての農家負担額を補助対象事業とする）

3.補助対象経費

対象事業の実負担額

※負担済みに対しても遡及して適用

4.補助金額

補助対象経費の全額

(補助限度額なし)

▶災害復旧事業費等負担金支援

事業目的

新潟県中越沖地震の被災地域において、国・県による地震災害復旧関連事業の実施に伴う農家等の工事費負担金の一部を支援することにより、被災農家等の円滑な生業再建を図る。

事業内容

1.補助対象者

災害復旧事業等の工事費を負担する被災農家等又は災害復旧関連事業の事業主体である市町村、土地改良区、農業者で組織する団体等

2.補助対象事業

被災した施設等の復旧・修繕等を行う次の各事業

- (1) 農地・農業用施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- (3) 新潟県中越沖地震被災新山村振興等農林漁業特別対策等施設改修・整備事業 ほか

※実施済事業に対しても遡及して適用

3.補助対象経費

上記補助対象事業の実施に伴う被災農家等の実負担額（共済金、保険金等の支払いがあった場合は当該経費を控除する）

4.補助率 1/2 以内

5.補助限度額 設けない

風評被害対策

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
県産農林水産物風評防止対策総合支援	安全・安心で高品質な県産農林水産物の魅力を PR する経費を補助します。	農林漁業団体等	新潟県担当課

▶県産農林水産物風評防止対策総合支援

事業目的

最大の消費地である首都圏において、安全・安心で高品質な県産農林水産物の魅力を PR することで

、復興に向けて頑張る新潟をアピールする。

事業内容

1.事業内容

被災による県産農林水産物のマイナスイメージを払拭するため、次の対策を総合的に実施するものとする。

(1) メディア対策

- ◎首都圏等でのメディアを活用した県産農林水産物の情報発信
- ◎メディアキャラバン等を通じたキャンペーンの実施等

(2) 消費者対策

- ◎消費者向けイベントの開催
- ◎広報媒体を活用した広告宣伝
- ◎首都圏向け県産農林水産物のイメージアップ対策の実施等

(3) 流通・市場対策

- ◎市場、卸業者等関係者向けPRの実施等

2.事業主体

- ◎災害救助法が適用された市町村に所在する農林漁業者で組織する団体及びそれらの団体で構成される連合会等

3.補助率 10/10

教育・文化対策事業

被災生徒に対して、カウンセリングを行うための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
被災生徒対象カウンセラー派遣（私立）	こころのケアやカウンセリングが必要となった生徒等のため、カウンセラーを派遣するための経費を補助します。	事業を実施する学校	市町村

▶被災生徒対象カウンセラー派遣（私立）

事業目的

新潟県中越沖地震で精神的に大きな衝撃を受けた高校生を対象に、臨床心理士等によるカウンセリングを実施する私立学校を支援する。

事業内容

1.補助対象者

災害救助法指定地域内に居住し、精神的に大きな衝撃を受けた高校生を対象に、臨床心理士等によるカウンセリングを実施する私立学校

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

補助対象者が行うカウンセリングの実施に必要な経費（謝金及び旅費）

3.補助率 10/10

4.補助限度額

◎臨床心理士等に対する謝金については、公立学校のスクールカウンセラー活用事業における単価を上限とする。

◎各学校の生徒相談担当職員が行うカウンセリングに要する経費は除く。

学費などを補助する事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
私立高等学校等入学金等軽減事業	私立高等学校等が、被災者等に対し、生徒の入学金等を軽減した場合に軽減額を補助します。	私立高等学校等の設置者	新潟県
私立幼稚園学費軽減事業	私立幼稚園が、被災者に対し保育料等を軽減した場合に軽減額を補助します。	私立幼稚園の設置者	新潟県
私立専修学校学費軽減事業	私立専修学校が、被災者等に対し、生徒の学費を軽減した場合に軽減額を補助します。	私立専修学校の設置者	新潟県

▶私立高等学校等入学金等軽減事業

事業目的

中越沖地震により甚大な被害を被った世帯の入学金等の負担軽減を図り、生徒の修学の機会を確保する。

事業内容

1.補助対象者

私立高等学校の設置者

2.補助対象事業

私立高等学校が、入学金等の負担者で、中越沖地震により住宅が全半壊又は全半焼した者等に対し、生徒の入学金等を軽減した場合、学校に対して軽減額を補助するもの

3.補助対象経費

入学試験受験料及び入学金に係る軽減額

4.補助限度額等

私立高等学校の軽減額を上限とする

▶私立幼稚園学費軽減事業

事業目的

中越沖地震により甚大な被害を被った世帯の学費負担の軽減を図り、園児の修学の機会を確保する。

事業内容

1.補助対象者

私立幼稚園の設置者

2.補助対象事業

私立幼稚園が、中越沖地震で被災した次の学費負担者を対象に学費を軽減した場合、私立幼稚園に対して軽減額を補助するもの

◎住宅・家財が半壊以上の被害を受けたことに伴い、平成19年度の市町村民税減免決定通知を受けた者のうち、平成18年中の合計所得金額が500万円以下の者等

3.補助対象経費

保育料及び入園料に係る軽減額

4.補助限度額等

私立幼稚園の軽減額を上限とする

▶私立専修学校学費軽減事業

事業目的

中越沖地震により甚大な被害を被った世帯の学費負担の軽減を図り、生徒の修学の機会を確保する。

事業内容

1.補助対象者

私立専修学校の設置者

2.補助対象事業

私立専修学校が、在籍生徒の学費負担者で、中越沖地震により住宅が全半壊又は全半焼した者等に対し、生徒の学費を軽減した場合、学校に対して軽減額を補助するもの。

3.補助対象経費

平成 19 年 7 月～12 月分の授業料軽減額

(注) 授業料以外の設備費等は、補助対象外とする。

4.補助限度額等

私立専修学校の軽減額を上限とする。

雇用対策事業

雇用の維持を図る事業主の方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
被災事業所雇用維持奨励金	休業を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持のための措置に要した経費を補助します。	事業主	市町村

▶被災事業所雇用維持奨励金

事業目的

中越沖地震により直接被害を受け、休業を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持のための措置に要した経費の一部を助成し、失業の予防と事業再開に向けた雇用の維持・確保を奨励する。

事業内容

1.補助対象者

災害救助法適用地域内に所在する事業主

中越沖地震で建物、設備又はライフラインの不通等により被害を受け、休業（一部休業を含む。）を余儀なくされた事業主

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

（1）補助対象事業

被災事業主が、雇用の維持・確保のため常用雇用労働者に対し休業補償等に相当する負担を行った場合、奨励金を支給する。

（2）対象経費

事業主が、休業を命じた常用雇用労働者に対して、休業中に支払った休業補償等に相当する手当等

（3）要件

休業中の常用雇用労働者を復職させること。

3.補助率

休業補償等に相当する手当等の総額の 60%

4.補助限度額

月額 150,000 円以内（1人当たり）を限度とする。

6ヶ月間を限度として支給する。

5.補助期間

平成 19 年度

被災直後まで遡及適用する。

就職活動・職業訓練を支援する事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
被災者特別訓練受講手当	就業が困難となっている被災者の雇用の安定を図るため、公共職業訓練受講を受講する被災者に対し手当を支給します。	公共職業訓練を受講する方	訓練施設

▶被災者特別訓練受講手当

事業目的

就業が困難となっている被災者の雇用の安定を図るため、公共職業訓練受講を受講する被災者に対し手当を支給する。

事業内容

1.支給対象者

公共職業訓練を受講する被災者で、雇用保険失業給付や訓練手当等法令による給付金の支給を受けることができない者

(1) 対象とする被災者の範囲（①、②のいずれかに該当する者）

- ①当該災害に係る罹災証明又は被災証明を受けている世帯に属する者
- ②当該災害に係る求職者として公共職業安定所長が認める者

(2) 対象とする公共職業訓練

- ①訓練期間2月以上の短期課程の普通職業訓練
- ②障害者能力開発校の行う職業訓練

2.手当の内容（平均的なケースで月額11～13万円程度）

- (1) 基本手当受講期間日額 3,530円、3,930円
- (2) 受講手当受講日数日額 500円
- (3) 通所手当規定の交通費

産業対策事業

災害復旧資金を借り入れる方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金特別利子補給（県融資）	新潟県の融資制度である「平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金」の融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行います。	中小企業者	市町村
「平成 19 年新潟県中越沖地震」災害融資特別利子補給（政府系融資）	政府系金融機関からの災害融資に係る金利軽減措置の適用を受けた中小企業者などに対して利子補給を行います。	中小企業者等	市町村
市町村地震関連制度融資特別利子補給	市町村が実施する地震関連制度融資を受けた中小企業者に対し、一定の条件で利子補給を行います。	中小企業者	市町村
平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金特別保証料負担金（県融資）	新潟県の融資制度である「平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金」の融資を受けた中小企業者に対して、保証料を補助します。	中小企業者	市町村
市町村地震関連制度融資特別保証料負担金	市町村が実施する地震関連制度融資を受けた中小企業者に対し、保証料を補助します。	中小企業者	市町村

▶平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金特別利子補給（県融資）

事業目的

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。

事業内容

1.利子補給対象者

平成 19 年中越沖地震対策資金融資（新潟県制度）を受けた中小企業者（2（2）に該当する場合は、市町村長によるその旨の証明を受けた者）

【平成 19 年中越沖地震対策資金の概要】

◎対象者：平成 19 年新潟県中越沖地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者

◎融資限度額：7,000 万円（特認 2 億円）

◎融資利率：年 1.70%（7 年以内）

年 2.10%（7 年超 10 年以内）

◎融資期間：10年以内（据置期間2年以内）

2. 利子補給率

(1) (2) 以外の者融資利率が 1.70% の場合 0.4% 融資利率が 2.10% の場合 0.8%

(2) 事業用建物が全半壊した中小企業者 0.4% 又は 0.8% + 1.3%

（1.3% の補給については、融資額 7,000 万円までの部分に限る。）

ただし、(1) (2) ととも市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。

3. 利子補給対象期間

融資実行日から 5 年間

例 1：融資利率 1.7%、全半壊以外の場合

(1) 市町村からの利子補給率が 1.3% 以下の場合基金からの利子補給率 0.4%

（借入者実負担率 = 1.7% - 市町村補給率 - 0.4%）

(2) 市町村からの利子補給率が 1.3% を超える場合

基金からの利子補給率 = 1.7% - 市町村補給率

（借入者実負担なし）

例 2：融資利率 1.7%、全半壊の場合

基金からの利子補給率 = 1.7% - 市町村補給率

（借入者実負担なし）

▶ 「平成 19 年新潟県中越沖地震」災害融資特別利子補給（政府系融資）

事業目的

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。

事業内容

1. 利子補給対象者

平成 19 年新潟県中越沖地震による災害により、政府系金融機関（国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫）からの災害融資に係る金利軽減の特別措置の適用を受けた者

【政府系金融機関災害融資に係る特別措置の概要】

◎対象者：局地激甚災害指定市町村内に事業所を有する中小企業者等のうち、事業所又は事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの

◎対象融資：平成 19 年 7 月 17 日から政府系金融機関から受ける新潟県中越沖地震に係る災害融資のうち、1,000 万円（中小企業団体の場合は 3,000 万円）までのもの（全金融機関合算）

◎軽減措置：年 2.70% → 年 1.80%（平成 19 年 7 月 17 日現在）

◎適用期間：融資後3年間

2. 利子補給率

金利軽減の特別措置適用後の利率と同じ。

ただし、市町村等から利子補給を受ける場合は、支払利子額から市町村等からの利子補給額を控除した額を補給する。

3. 利子補給対象融資限度額

金利軽減の特別措置適用融資額と同じ。

4. 利子補給対象期間

融資実行日から3年間

▶市町村地震関連制度融資特別利子補給

事業目的

平成19年新潟県中越沖地震により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。

事業内容

1. 利子補給対象者

県の「平成19年中越沖地震対策資金」に準じた「市町村の地震関連制度融資」を受けた中小企業者で直接被害を受けたことについて市町村長からその旨の証明を受けた者

※「市町村の地震関連制度融資」の認定基準融資対象者を新潟県中越沖地震により被害を受けた中小企業者に特定している制度融資

2. 利子補給率

(1) (2) 以外の者 0.4%

(2) 事業用建物が全半壊した中小企業者融資額 7,000 万円まで融資利率と同率（融資額 7,000 万円を超える部分は 0.4%）

ただし、(1) (2) とともに市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。

3. 利子補給対象期間

融資実行日から5年間

例：融資利率 1.9% を利用した場合（市町村からの利子補給なし）

(1) 全半壊以外の場合

基金からの利子補給率 0.4%

（借入者負担率 = 1.9% - 0.4%）

(2) 全半壊の場合

基金からの利子補給率 1.9%

（借入者実負担なし）

▶平成 19 年新潟県中越沖地震対策資金特別保証料負担金（県融資）

事業目的

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。

事業内容

1.保証料補助対象者

平成 19 年中越沖地震対策資金融資（新潟県制度）を受けた中小企業者であって、事業用建物が全半壊した旨の市町村長による証明を受けた者

【平成 19 年中越沖地震対策資金の概要】

◎対象者：平成 19 年新潟県中越沖地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者

◎融資限度額：7,000 万円（特認 2 億円）

◎融資利率：年 1.70%（7 年以内）

年 2.10%（7 年超 10 年以内）

◎融資期間：10 年以内（据置期間 2 年以内）

2.保証料補助額

全額（交付申請日までに支払った保証料を対象とし、融資額 7,000 万円までの部分に限る。）

ただし、市町村等から保証料に対する補助を受ける場合は、支払った保証料から市町村等からの補助額を控除した額とする。

例：7,000 万円を 10 年間（据置 2 年）融資する場合

$7,000 \text{ 万円} \times \{ 2 (\text{= 据置期間}) + 8 (\text{= 融資期間} - \text{据置期間}) \times 0.55 (\text{= 分割返済係数}) \} \times 1.05\% (\text{信用保証料率}) = 4,704,000 \text{ 円} (\text{保証料})$

(1) 市町村からの補助がない場合

基金からの補助額 4,704,000 円（借入者実負担なし）

(2) 市町村補助 50%の場合

基金からの補助額 $4,704,000 \text{ 円} - 4,704,000 \text{ 円} \times 50\% = 2,352,000 \text{ 円}$ （借入者実負担なし）

▶市町村地震関連制度融資特別保証料負担金

事業目的

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した中小企業者の資金調達に係る信用保証料負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。

事業内容

1.保証料補助対象者

県の「平成 19 年中越沖地震対策資金」に準じた「市町村の地震関連制度融資」を受けた中小企業者であって、事業用建物が全半壊した旨の市町村長による証明を受けた者

※「市町村の地震関連制度融資」の認定基準融資対象者を新潟県中越沖地震により被害を受けた中小企業者に特定している制度融資

2.保証料補助額

全額（交付申請日までに支払った保証料を対象とし、融資額 7,000 万円までの部分に限る。）

ただし、市町村等から保証料に対する補助を受けている場合は、支払った保証料から市町村等からの補助額を控除した額とする。

例：3,000 万円を 10 年間（据置 2 年）融資する場合

$$3,000 \text{ 万円} \times \{ 2 (\text{=据置期間}) + 8 (\text{=融資期間} - \text{据置期間}) \times 0.55 (\text{=分割返済係数}) \} \times 1.05\% (\text{信用保証料率}) = 2,016,000 \text{ 円} (\text{保証料})$$

(1) 市町村からの補助がない場合

基金からの補助額 2,016,000 円（借入者実負担なし）

(2) 市町村補助 50%の場合

基金からの補助額 2,016,000 円 - 2,016,000 円 × 50% = 1,008,000 円（借入者実負担なし）

事業を再開したい方のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
事業所解体撤去支援	事業再開・継続のため、被災した事業用建物を解体・撤去する費用に対して補助します。	中小企業者等	市町村
中小企業者等仮設店舗等設置	中小企業者等が店舗・工場等を建て替え・修繕する間、仮設店舗等での営業に必要な経費に対して補助します。	中小企業者等	市町村
中小企業者設備等復旧支援	被災中小企業者の施設・設備及び地盤の復旧費用を補助します。	中小企業者	市町村

▶事業所解体撤去支援

事業目的

中越沖地震により主たる事業所に甚大な被害を受けた中小企業者等のうち、事業再開・継続のために事業所の解体撤去を余儀なくされた者について、その費用を補助する。

事業内容

1.補助対象者

中越沖地震により主たる事業所が半壊以上の被害を受け、事業の再開・継続のために当該事業所の解体・撤去を余儀なくされた中小企業者、商工会、商工会議所、中小企業団体

2.補助対象事業

事業再開・継続のための被災事業所の解体・撤去

3.補助対象経費

被害を受けた事業所の解体・撤去・整地に要する経費

解体・撤去に際しての移転（設備の移動、一時保管）に要する経費

4.補助率 1/2

5.補助限度額等

上限 30,000 千円（但し、この額により難く、理事長が特に認める場合は、この限りではない。）

下限 250 千円

※事業所と住宅が一体となっている建物の場合は、事業所部分に係る額（全体の経費に、建物の延べ床面積に占める事業所部分の延べ床面積の割合を乗じて得られた額）とする。

▶中小企業者等仮設店舗等設置

事業目的

新潟県中越沖地震により甚大な被害を受けた中小企業者等のうち、店舗・工場等の建替えや修繕のため、仮設店舗等での営業を余儀なくされた者に対し、その経費の一部を補助することにより、被災中小企業者の復興支援と地域住民の利便性の向上を図ることを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により自己所有の店舗・事業所・工場・事務所等が一部損壊の被害を受け、建替えや修繕のため仮設店舗等での営業を余儀なくされた中小企業者等

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

上記対象者が行う営業再開にまで要した仮設店舗等の建設費、リース料又は賃借料

（土地の賃借料及び給排水設備、電気、ガス設備等仮設店舗に付帯する設備は含むが、土地の取得、造成に係る経費、内装・什器類に係る経費及び賃借に係る礼金及び敷金額は補助対象外）

3.補助率 3/4 以内

4.補助限度額 5,000 千円/年

▶中小企業者設備等復旧支援

事業目的

被災中小企業者の施設・設備及び地盤の復旧に要する経費の一部を補助することにより、企業の復旧負担を軽減し、早期の事業活動の復興を目指す。

事業内容

1.補助対象者

新潟県中越沖地震により設備等が一定額以上の被害を受けた中小企業者

- ①製造業： 300 万円以上の被害
- ② ①以外の業種： 150 万円以上の被害

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

- ①施設（店舗、工場、事務所、倉庫等）

◎設備（建物附帯設備、内装、生産設備等）の復旧及び修繕に要する経費（設備の入替は対象外）

- ②施設の地盤復旧に要する経費

3.補助率 1/3

4.補助限度額

300 万円

※下限補助額

- ①製造業：100 万円
- ② ① 以外の業種：50 万円

ただし、理事長が特に認めた場合は、5,000 万円

復興に取り組む団体のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
商店街共同施設解体撤去支援	商店街の共同施設の解体撤去費用を補助します。	商店街振興組合又は事業協同組合	市町村
組合共同施設等復旧支援	商工会館など共同施設の復旧費用を補助します。	商工会、事業協同組合、商店街団体など	市町村
被災商店街復興支援	中越沖地震により被災し、未だ売上が回復しない商店街が復興に向けて行う事業に対し支援します。	商店街団体など	市町村

▶商店街共同施設解体撤去支援

事業目的

新潟県中越沖地震により大きな損傷を受けた商店街の共同施設の解体撤去費用を一部補助することにより、商店街の復興促進に寄与することを目的とする。

事業内容

1.補助対象者

局地激甚災害指定区域内で、商店街共同施設（アーケード等）が被災した商店街振興組合又は事業協同組合

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

新潟県中越沖地震により被害を受け、解体撤去を余儀なくされた商店街共同施設の解体・撤去に要する経費

（解体・撤去に際しての移転（設備の移動・一時保管）に要する経費を含む）

3 補助率 3/4 以内

4 補助限度額 3,000 千円

▶組合共同施設等復旧支援

事業目的

中越沖地震により被災した組合共同施設等の復旧に対して補助し、地域商工業の早期復興を図る。

事業内容

1.補助対象者

災害救助法適用市町村において、中越沖地震により共同施設等が被災した組合等

（事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街団体、商工会、商工会議所、共同店舗の特定会社）

2.補助対象事業

上記対象者が行う共同施設、共同設備の災害復旧事業

◎商店街共同施設（商店街団体が整備・管理している歩道を含む）

◎共同店舗

◎商工会館

◎上記に該当しない協同組合等の共同施設（組合会館、倉庫、作業場等）

※復旧済みに対しても遡及して適応

3.補助対象経費

被災した組合共同施設等の修繕等の復旧に要する経費ただし、復旧事業費 50 万円以上を対象とする。

4.補助率 1/2 以内

市町村等の補助金がある場合は、復旧に要する経費から当該補助金を控除した後の自己負担額を上限とする。

5.補助限度額 20,000 千円/1 箇所

▶被災商店街復興支援

事業目的

新潟県中越沖地震により被災し、未だ売上が回復しない商店街が復興に向けて行う事業に対し支援することにより被災商店街の早期復興を図る。

事業内容

1.補助対象者

局地激甚災害指定区域内の商店街団体等のうち売上が震災前の状況に回復しておらず支援を行う必要がある構成員 30 名以上の商店街団体（任意の団体を含む。）等。

2.補助対象経費（補助対象事業を含む。）

商店街の機能を強化したり、消費マインドを喚起するなど創意工夫により商店街の売上回復に結びつくと思われる事業。

3.補助率 3/4 以内

ただし、下記の場合は 10/10 以内

◎アドバイザー派遣費用等にぎわい再生のためのプランづくりにかかる経費（上限 1,000 千円）

◎売上が震災前の概ね 7 割程度にしか回復しておらず、商店街再生の観点から、市町村が特に支援が必要と認める商店街団体等が行う事業

4.補助限度額

◎構成員が 50 名以上の団体の場合 15,000 千円

◎構成員が 50 名未満の団体の場合 10,000 千円

（いずれも H19 年度から 3 年間通算の限度額）

観光対策事業

被災地および県の観光復興のための事業

事業名	事業の概要	補助対象者	申請窓口
観光復興キャンペーン推進	被災地等で開催する地域イベントや県観光全体のキャンペーンなどを行う場合に、経費を補助します。	要件を満たす 団体	市町村

▶観光復興キャンペーン推進

事業目的

中越沖地震により発生した風評の払拭や本県観光のイメージアップを図り、県内観光産業を地震の影響から回復させる。

事業内容

1.補助対象者

- (1) 被災地等で開催する地域イベント等
 - ◎地域住民等で構成する団体又は実行委員会等
- (2) 全県を対象としたキャンペーン
 - ◎全県を対象とした事業の実施が可能な観光関係団体

2.補助対象事業

中越沖地震発生以降に新たに実施される風評払拭、本県観光イメージの回復等の風評被害からの回復に資するソフト事業

- (1) 被災地等で開催する地域イベント等の場合
 - 以下の要件をすべて満たす① から④の事業
 - ◎2年以上に渡って継続実施されるもの
 - ◎事業計画の中に自主財源が示されているもの
 - ◎経済的効果及び誘客効果が認められるもの
 - ◎全国へのアピール効果が期待できるもの
 - ①観光復興イベント
 - ②観光復興宣伝
 - ③二次交通アクセス支援
 - ④その他観光復興に資する事業
- (2) 全県を対象としたキャンペーンの場合
 - 本県全体の誘客数の増加に資する事業であること
 - ①誘客キャンペーン

- ②商品造成・送客促進
 - ③その他観光復興に資する事業
- ※国際風評被害対策を含む。

3.補助

(1) 被災地等で開催する地域イベント等

- ◎1 団体年1回を限度として、2か年間で限度に補助
 - ◎初年度の誘客等の実績が計画に達しない場合は、単年度限り補助
 - ◎「地域イベント等（被災地）」（※）については、上記に関わらず、23年度まで申請可能
- ※「地域イベント等（被災地）」とは、震度6弱以上の地震が発生した市町村（長岡市、柏崎市、上越市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村）における観光復興を主目的とした地域イベント等をいう。

(2) 全県を対象としたキャンペーン

- ◎1 団体年1回を限度として、3か年間で限度に補助

4.事業期間

19～21年度（地域イベント等（被災地）19～23年度）